

議案第 30 号

柏原市市税条例等の一部改正の主な概要(参考資料)

【 軽自動車税 】 軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減

(附則第29条の2、附則第29条の6)

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（軽自動車）について、環境性能割の税率を1%軽減する。

【 対 象 】 令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に取得した自家用乗用車（新車・中古車）

【措置内容】 軽自動車税環境性能割の税率を1%分軽減

現 行 制 度			改 正 後	
燃費基準値達成度等	税率		税率	
電気自動車等、令和2年度燃費基準+10%達成	非課税		非課税	
令和2年度燃費基準	1%		非課税	
上記以外の車	2%		1%	

※ 免税点は50万円

【施行期日】 令和元年10月1日

【 軽自動車税 】 種別割の減免の見直し

(第94条、第95条)

昨今の災害等の発生状況を考慮し、被災した軽自動車等に係る種別割を減免の対象とする。また、障害者に対する介護状況の変化から、障害者のために使用する軽自動車等に係る種別割の減免を見直す。

現 行 制 度

【種別割の減免】

- (1) 生活保護受給者等が所有する軽自動車等
- (2) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (3) 規定なし

【身体障害者等に対する種別割の減免】

所有者	運転する者
身体障害者・精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○当該身体障害者 ○当該身体障害者・当該精神障害者と生計を一にする者 ○当該身体障害者・当該精神障害者（<u>身体障害者・精神障害者のみで構成される世帯の者に限る。</u>）を常時介護する者
身体障害者（ <u>18歳未満のもの</u> ）・精神障害者と生計を一にする者	

改 正 後

- (1) 生活保護受給者等が所有する軽自動車等
- (2) 公益のため直接専用する軽自動車等
- (3) 震災、風水害、火災その他の災害により廃車した軽自動車等

所有者	運転する者
身体障害者・精神障害者	<ul style="list-style-type: none"> ○当該身体障害者・<u>当該精神障害者</u> ○当該身体障害者・当該精神障害者と生計を一にする者 ○当該身体障害者・当該精神障害者を常時介護する者
身体障害者・精神障害者と生計を一にする者	

【施行期日】 令和2年4月1日

【 個人市民税 】 個人市民税の非課税措置の拡充

(第 1 3 条)

事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けており、前年の合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、子どもの貧困に対応するため、個人の市民税を非課税とする措置を講じる。

現 行 制 度		改 正 後																				
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象者</th> <th style="width: 75%;">所得要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>135万円以下の非課税</td> </tr> <tr> <td>未成年者</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>寡婦又は寡夫</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>規定なし</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	所得要件	障害者	135万円以下の非課税	未成年者	"	寡婦又は寡夫	"	規定なし	"		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 25%;">対象者</th> <th style="width: 75%;">所得要件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>障害者</td> <td>135万円以下の非課税</td> </tr> <tr> <td>未成年者</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td>寡婦又は寡夫</td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> <tr> <td><u>单身児童扶養者</u></td> <td style="text-align: center;">"</td> </tr> </tbody> </table>	対象者	所得要件	障害者	135万円以下の非課税	未成年者	"	寡婦又は寡夫	"	<u>单身児童扶養者</u>	"
対象者	所得要件																					
障害者	135万円以下の非課税																					
未成年者	"																					
寡婦又は寡夫	"																					
規定なし	"																					
対象者	所得要件																					
障害者	135万円以下の非課税																					
未成年者	"																					
寡婦又は寡夫	"																					
<u>单身児童扶養者</u>	"																					

【单身児童扶養者】

次の条件をすべて満たす者を追加

- ①児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母
- ②現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者
- ③前年の合計所得金額が135万円以下

【適用時期】

令和3年度以後の個人の市民税について適用する。

【施行期日】 令和3年1月1日

【 軽自動車税 】 軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し

（ 附則第30条 ）

環境性能割の導入を契機に、グリーン化特例を自家用乗用車（軽自動車）のうち、電気自動車及び天然ガス自動車に限定する見直しを行う。なお、消費税率引き上げに配慮し、現行の特例措置を2年間延長する。

現 行 制 度

改 正 後

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減
2020年度基準+30%達成	<u>50%軽減</u>
2020年度基準+10%達成	<u>25%軽減</u>

※特例措置を2年間延長し、令和3年度までとする。

取得期間：令和3年4月1日～令和5年3月31日
 軽課年度：令和4年度、令和5年度
 （取得の翌年度のみ）

区分	軽減率
電気自動車 天然ガス自動車	75% 軽減

【 施行期日 】

特例措置の延長 令和元年10月1日
 特例の限定 令和3年4月1日